

第4章 快適な環境の創造

第1節 身近な緑空間の確保

1 現状と課題

都市部における豊かな緑空間は、良好な風致や景観を備えた地域環境を形成するとともに、自然とのふれあいを通じて、心身ともに豊かな人間形成に寄与したり、スポーツ・レクリエーションの場や災害時における避難場所を提供するほか、公害・災害の発生の緩和、水源涵養、CO₂の吸収、**ヒートアイランド現象***の緩和などの多様な機能を有しています。また、野生動植物の生息・生育空間としても貴重なものです。

しかし、都市部において緑空間は減少の傾向にあることから、周辺の里山や鎮守の森などの身近な緑空間は、人々の潤いの場となっており、同時に、自然環境学習の場としてもますます重要になっています。公園・緑地や街路樹の整備、公共施設の緑化、民有緑地の保全等を積極的に進めることなどにより、身近な緑空間を保全・創出していくことが必要ですが、そのためには、一人ひとりが身近な緑を守り育てていこうとする意識を持つことができるような取組を行うことも重要です。

府では、「京からやさしい環境づくり・人と水とみどりの共生」を基本理念とした「府広域緑地計画」を13年4月に策定しました。この計画は緑に関する総合的な計画で、緑地の確保目標、広域的な緑地の配置計画、都市緑化の推進方策等について策定するとともに、市町村が策定する「緑の基本計画」の策定指針としても位置付けられています。

また、府内の森林を、子どもたちの未来を育む府民共通の貴重な財産として府民ぐるみで守り育み、健全な状態で次世代に引き継いでいくため、「府豊かな緑を守る条例」を17年10月に制定しました。

21年には、この条例に基づき、人と森林の新しい共生関係を構築していくための方針として、「府森林利用保全指針」を策定しました。

2 公園等の整備と緑地の保全

①都市公園等の整備

府内の都市公園は25年度末で2,303箇所、1,874.3haを開設しています。府立都市公園は、25年度末に木津川運動公園を一部開園したことにより12公園となりましたが、引き続き木津川運動公園の残る区域の整備等を進めています。都市公園のほかカントリーパークも6カ所供用しており、都市公園と併せて、スポーツレクリエーション活動の拠点や都市内の貴重な憩いの場として、多くの府民に利用されています。

なお、公園の整備にあたっては府内産の間伐材を利用し、木製遊具や休憩施設、遊歩道、標識等の再整備を行うなど、地球環境に配慮した「環境にやさしい公園」づくりを進めています。

②森林及び緑地の保全

(1) 森林の保全

森林が有する多面的機能の持続的発揮を通じて、美しい地域づくりはもとより、豊かな府民生活の充実を図っていくため、府では、府民みんなで京都の森を守り育む「京都モデルフォレスト運動」の推進をはじめ、緑の保全・創造や緑とのふれあいの機会の充実に努めています。

また、24年4月に開校した「府立林業大学校」では、高性能林業機械など次世代の林業を担う人材ばかりではなく、森林保全活動や野生鳥獣対策など幅広い地域活動を支える人材の育成に取り組んでいます。

ア 京都モデルフォレスト協会と連携して、森林所有者、ボランティア団体、森林組合、行政、

- 企業・団体等のパートナーシップによりモデルフォレスト運動を推進
- イ 「STIHLの森京都（府民の森ひよし）」を活用した府民参加による森づくりの推進
- ウ 緑の少年団をはじめとする子どもたちの森づくり活動や緑化活動への支援
- エ 府民参加の森林づくり、緑あふれるまちづくり等を進める森林ボランティア等への指導・助言
- オ 府立林業大学校における、森林・林業に関する幅広い人材の育成

(2) 都市農地の保全と活用

生産緑地制度の活用を図り、優良な都市農地を保全するとともに、市民農園の整備等を促進しながら、都市部において、貴重な緑空間を形成している都市農地の利活用を進めています。

(3) 水とみどりのネットワークの形成

ア 指定状況

自然・利用・防災・景観のネットワークのひとつとして、自然歩道のネットワークがあり、府内では、東海自然歩道をはじめ、約786kmの自然歩道等が指定されています。

イ 今後の展開

自然・公園・樹林地・農地等のみどりを、公園の整備、地域制緑地の指定、河川、自然歩道、自転車道等によって機能的・有機的に連携し、水とみどりのネットワーク形成を図ります。既存ルート等を有効に活用し、長距離自然歩道等による他府県にまたがる連携等の広域的な視点から、自然歩道等の府域1,000kmネットワークの形成を図ります。

表 3-21 既設の自然歩道等

名 称	延 長	備 考
近 畿 自 然 歩 道	353km	H 9 指定
丹 波 散 策 の 道	250km	H 1 指定
東 海 自 然 歩 道	157km	S 49 指定
山 背 古 道	25km	
合 計	約786km	

第 2 節 水辺環境及び水循環の保全・確保

1 現状と課題

府民のゆとりと豊かさへの志向から、自然環境への関心が高まる中、河川などの身近な水辺空間は、府民の親水空間として重要な役割を果たしているとともに、景観的な側面からも人間生活に潤いを与えるものとなっていることから、人と自然のふれあいの場として、水生生物の生息環境にも配慮した水辺環境の保全・整備を進めることが重要となっています。

一方、降水、蒸発、河川表流、地下浸透等によって水循環が形成され、その水循環が健全に保たれることによって、水環境が保全（水量の維持、水質の維持、水生生物の生息・生育環境の確保、水辺環境の確保等）されています。こうした健全な水循環系の確保は、ヒートアイランド現象を緩和するなどの効果が期待されていますが、地表面を覆うアスファルトやコンクリートなどの増加によって雨水が地下に浸透しにくくなったり、地下構造物の増加によって地下水の流れが阻害され、都市部の土壌の保水力が低下しつつあります。

また、水源地域においては森林等の管理水準の低下などによって水源涵養能力の低下が指摘されています。河川流域全体としての土壌の保水機能が減退すると、健全な水循環系が維持しにくくなり、土砂災害の増大や河川の洪水被害につながります。

健全な水循環系を確保していくためには、森林、農地等の有する水源涵養機能を確保して水源地域の保全を行うとともに、公共用水域や地下水等の水質の保全を行うことにより、水源の質・量の安定

的確保に努める必要があります。また、水循環が阻害される都市部においては、透水性舗装の採用や雨水浸透ますの設置など、自然の水循環の回復に努める必要があります。

また、健全な水循環系確保は、流域全体で様々な主体による連携した行動が必要であり、琵琶湖・淀川流域での流域圏再生の取組をはじめ、府内の各流域における分野を超えた多様な主体の連携を図る中で、更に進める必要があります。

2 水辺環境の保全・確保

①河川環境の整備及び河川敷等の適正管理

(1) 京（みやこ）の川づくり事業

河川空間が水と緑の貴重なオープンスペースであることから、京都市内の41河川を対象に、山紫水明の歴史都市・京都にふさわしい良好な水辺環境の創造を進めています。

(2) 京（みやこ）の川再生事業

普段は水が非常に少ない京都市内の小河川である西高瀬川において、清流の復活、都市環境の改善等を目指して、まちづくりの核となる水辺空間の整備を進めています。

(3) 環境に配慮した河川事業

河川の持つ自然環境を保全・復元するため、間伐材を用い生態系や景観に配慮した整備を進めています。

(4) 「府鴨川条例」の推進

千年の古都を流れ多くの人々に親しまれている鴨川とそこに合流する高野川の河川環境を、安心・安全で良好かつ快適なものとして次世代に引き継ぐため、19年7月に「府鴨川条例」を制定しました。総合的治水対策や迷惑行為禁止等、河川環境全般にわたる規制と施策を盛り込み、鴨川府民会議による府民協働の推進も定めています。20年4月には規制条項を含めて全面施行し、より良い河川環境の実現に向けた取組を進めています。

(5) 環境に配慮した砂防事業

砂防えん堤などに、間伐材等の「緑」の資源を活かした工法の導入などを行っています。

②一般海岸における環境の整備・保全

海岸は、多種多様な生物の重要な生息・生育環境の場であり、人々にとって憩いの場、レクリエーションの場として利用されています。

護岸、突堤、人工リーフ等の海岸保全施設を整備することで生命・財産を守るとともに砂浜等の維持・復元に努めています。

③港湾区域における環境の整備・保全

3つの港湾（舞鶴港、宮津港、久美浜港）において、環境の保全や整備に配慮した港湾事業や海岸事業等を行っています。

(1) 港湾事業

港湾周辺における良好で快適な環境を創出するため、地域住民等が海に親しむことのできる港湾緑地や緩傾斜護岸等、開放的な交流・親水空間の整備を進めています。

また、閉鎖性海域である宮津港の阿蘇海では、港湾内の海域環境の創造と保全を図るため、生物の生息環境を改善することで、自然浄化能力を向上させる覆砂を行っています。

(2) 海岸事業

海岸侵食等から国土保全を図る取組では、開放的な交流・親水空間の創出に配慮した緩傾斜護岸等の整備を進めています。

特に、日本三景の一つである天橋立では、砂浜を海岸侵食から守り、優雅で繊細な景観を後

世に伝えていくため、サンドバイパス工法による養浜を継続的に行っています。

④ため池、農業用水路等の整備

安定した農業用水の確保を図りながら、農業・農村地域の豊かな生物環境に配慮しつつ、地域住民の意見を聞きながら進めるため池整備や水路整備などを実施しています。

3 水循環の保全・確保

①森林や農地の適切な維持・管理

森林や農地は、食料等の生産はもとより、国土・環境の保全、水源涵養、生物の多様性の確保など様々な公益的機能を有しています。これらの機能は、農山村地域における農林業の生産や生活と一体となって維持されてきましたが、農林業の低迷や農山村の過疎化、高齢化の進行等により、森林や農地を良好に維持・管理していくことが困難な地域もみられます。

近年、府民の間にも、森林や農地の持つ公益的機能に対する理解が広がりつつある中、国民全体でこれらの機能を持続的に発揮させる制度として、12年度には中山間地域等の農地に対する「中山間地域等直接支払制度」が、さらに、19年度には、農業者が自治会や子ども会、女性会などと一緒になって地域ぐるみで農地や環境を保全する「農と環境を守る地域協働活動支援事業」が、14年度には森林整備を促進させるための地域活動に対する「森林整備地域活動支援交付金制度」が導入されました。府内の対象地域においては、これらの制度を活用しながら、森林や農地の適切な維持・管理に向けた取組が進められています。

府では、間伐等の森林整備等の促進を通じて緑豊かな環境を守る取組を推進しています。

また、地域農業を維持するための新たな担い手の確保・育成や、女性や高齢者など多様な担い手の連携による地域農業の新たな仕組みづくり等を進めるとともに、共に育む命の里事業等を実施し、農山村地域の将来にわたる維持と持続的発展を図るため、里の人づくりや里の基礎づくりを支援し、農山村地域の再生モデルを育成するなど、農地の適切な維持・管理へ向けた取組を進めています。

②水源地域となる森林の保全・整備

様々な公益的機能を有する森林の中で、水源の涵養や土砂流出の防備などにおいて特に重要な役割を果たしている森林を保安林に指定しています。保安林に指定されると、森林の公益的機能を確保するため立木の伐採等の際に一定の制限を受ける一方、税金の免除等の優遇措置が用意されています。

府では、必要に応じて保安林指定を行い、その適切な管理を実施するとともに、山地災害を未然に防止するため、治山施設の整備を進めています。

③水の流れの回復

水量が減少した河川においては、水質の浄化、生物の生息、景観等に配慮しながら水の流れの回復に努めています。西高瀬川の京の川再生事業については、13年度に補助事業として採択され、平常時に水の少ない区間の水量確保を行うため、導水施設の整備を進めています。

④雨水、下水処理水等の有効利用の促進

雨水は地下水涵養や都市河川の水量の維持などに重要な役割を果たしています。雨水利用を促進することによって水循環、水資源への関心を高めることができるとともに、雨水浸透施設と組み合わせれば水循環の健全化に更に有効となります。

府では、公共施設において雨水を利用するとともに、民間住宅において雨水浸透・再利用設備

を設置する工事に対しては低利融資を行っています。

また、都市空間における貴重な水資源確保及び良好な水辺空間の創出を図るべく、**修景用水***として下水処理水を供給するなど、下水処理水の再利用も行っていきます。

⑤漁場環境の保全

府内の漁場環境は概ね良好な状態に保たれていますが、赤潮、流出油、漂流・漂着ゴミ等による漁業被害や、各種の開発工事による漁業への悪影響が生ずることがあります。このため、漁業被害の未然防止や水産資源の保護等の観点から、以下の対策を講じています。

(1) 漁場環境の調査

有害プランクトンの出現状況や水質測定等の漁場の環境調査を実施するとともに、漁業協同組合等と連携して漁場の環境異変の早期発見と迅速な連絡体制の確立により、漁業被害の未然防止に努めています。

(2) 漁場油濁被害対策

油の流出や漂着等に関する情報の迅速な収集と連絡に努めるとともに、市町村等が行う油の除去や拡散防止の活動に協力し、漁場や水産資源への被害の未然防止に努めています。また、原因者不明の漁場油濁被害が発生した場合には、漁場油濁被害救済基金からの救済金が円滑に受けられるように漁業者を支援しています。

(3) 河川漁場の環境保全の啓発

内水面漁業の振興と河川環境の保全に資するため、河川での遊漁のルールやマナーを記した手引きを作成、配布しています。

(4) 突発的な魚類へい死対策

突発的な魚類の大量へい死事故が起こった場合には、最寄りの保健所等を通じて迅速な原因の究明や被害の拡大防止等の対策を講じています。

第3節 良好な景観の保全・創造

1 現状と課題

私たちの京都は、変化に富んだ海岸線、四季折々に様々な表情を見せる山並み、清らかな水をたたえる河川など、豊かな自然に恵まれ、この美しい自然とのかかわりの中で、丹後から山城までの各地域において、人々の営みや歴史と伝統に培われた文化を映しながら、多くの個性豊かな景観が形成されてきました。

先人が守り、育ててきたこれらの良好な景観は、私たちに安らぎのある豊かな生活環境をもたらし、地域への誇りと愛着を育むとともに、京都を訪れる人々をも引きつける私たちの貴重な資産といえます。

しかし、都市化の進展、産業構造の変化及び価値観の多様化が、景観の形成に密接な関わりを持つ人々の生活や生業に大きな影響を与え、多くの良好な景観がその姿を変え、失われつつあります。

私たちは、一人ひとりが身近にある良好な景観の価値を認識し、府、市町村、府民及び事業者の適切な役割分担と協働の下、良好な景観を保全し、育て、かつ、創造することにより、府民共通の資産として将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

府では、地域の個性と特色を活かした良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、19年3月に「府景観条例」を制定し、様々な取組を進めています。

2 総合的な景観形成の推進

地域の個性と特色を活かした良好な景観の形成を推進するためには、府民一人ひとりが身の回りの身近で大切な「景観」を見つめ直し、地域固有の歴史や文化に裏打ちされた景観の持つ価値を共有し、良好な景観形成に向け、実効性ある規制誘導、景観資源の発掘や共有、普及啓発活動等の様々な施策を総合的に進めていくことが必要です。

①地域の景観資源の共有

地域の身近な景観を発見し、その価値を地域住民が共有することから、地域の景観づくり活動が始まります。府では「府景観条例」に基づき、建築物の所有者やまちづくり団体からの提案により、地域で守り育てられている景観を資産として登録し、価値の共有化を図るとともに、景観資産を活かした地域の景観づくりを推進する「景観資産登録制度」を創設し、これまでに21件の登録を行いました。(27年2月末現在)

②景観に関する専門家の派遣

地域における景観づくりの活動では、専門家やまちづくりの経験者などからの助言を得て、進めることが有効です。府では、19年9月に「景観アドバイザー制度」を創設し、都市計画、建築、色彩、デザイン等の研究者、有資格者や経験者をあらかじめ登録し、地域からの要請に応じて派遣することにより、地域の景観づくりを支援しています。

③景観づくり活動の交流連携及び啓発

各地で景観づくり活動を行う団体等の交流やネットワークづくりを進めるとともに、府民の景観に関する意識を高めることにより、地域主体の活動を促進させることが重要です。19年度から「府景観まちづくりフォーラム」を開催し、活動団体の情報交換(成功失敗体験の共有)や交流、先進地事例の紹介等による府内各地における景観づくり活動を支援しています。

④「景観法」の活用による実効性ある景観誘導

16年6月に我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」が公布され、良好な景観形成に関する基本理念や各主体の責務、景観計画の策定と区域指定による法的規制の枠組みが用意されました。府では、広域的景観形成のモデル地区として、20年度に天橋立周辺地域及び関西文化学術研究都市において、「景観法」に基づく景観計画を策定しました。

3 自然景観の保全・創造

①優れた風景地の保全

府内には、まだ多くの保全すべき優れた自然や景観が残されており、自然環境に対する意識の高まりの中、貴重な自然環境や田園風景、歴史に裏付けられたまちなみの保全等が求められています。

また、最近のレクリエーション需要は、施設利用から自然体験へと変化しており、身近な自然や文化を手軽に体験できる場が求められています。

貴重な自然や景観の保全を図るとともに、その計画的な利用を進めていくために、19年8月には全国で17年ぶりの指定を受け「丹後天橋立大江山国定公園」が誕生しました。

②地域住民との協働による持続的な管理の仕組みづくり

自然景観の中には、人との関わりの中で連綿と受け継がれてきた景観があります。

日本有数の白砂青松の地である日本三景天橋立の景観は、松林とそれを利用する人との関わりの中で千年以上受け継がれてきました。しかし、30年頃の燃料革命により人が松林を利用しなくなってからは、植生の遷移が進行し、白砂青松の景観が失われつつあります。美しい天橋立の景観を守るためには、現在における人と松林が関わる仕組みづくりが必要です。

そこで府では、松林の生育に支障を来している広葉樹の伐採等を実施するとともに、地域住民

との協働により天橋立の松並木を保全する取組を進めています。さらに、保全活動を持続させるために、地域社会での新たな仕組みづくりにも取り組んでいます。

4 農山漁村景観の保全・創造

○地域の植生を活かした特色ある里山の整備

近年、生物多様性の観点などから、原生的な自然ばかりでなく、里山や農耕地、採草地等の二次的な自然環境の重要性が見直されてきました。これら身近な自然は、人間活動に伴う生態系の適度なく乱により形成された多様な環境であるため、そこに生育・生息する野生動植物も多様で、面積あたりの種数は極相林よりも多く、希少な野生生物の生息・生育地となっていることも多くあります。

しかし近年、里山等の身近な自然は、生活スタイルの変化等によって人との関わりが薄れ、これを維持していくことが困難な状態となってきました。また都市部周辺では、開発の対象となり多くの自然が失われました。このため、オキナグサやエビネ、メダカ、タガメといった、本来は身近な生物が急減し希少種となるなど、生物多様性の点からも影響が表れています。

こうした中で、身近な自然を保全していくには多大な努力が必要となります。里山等が生活や生産の場として活用されることが最も望ましいのですが、過疎化等により、多くの人手を要する維持管理は困難な場合が多く、京都モデルフォレスト運動による府民参画の取組等、これに代わる手法の導入が必要となっています。12年4月にオープンした「府民の森ひよし」では、里山の働きや歴史・文化等を展示等により紹介するとともに、体験・学習・実践を通じた府民参加による里山の整備を進めています。

5 都市景観の保全・創造

①各種制度の運用による計画的な都市整備の推進

都市計画は、住民の健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保することを目的として土地の合理的な利用を図る計画であり、快適で住みよい生活環境を形成していくという点で環境保全に密接に関わってきます。

(1) 都市計画区域の指定

都市計画区域は、自然的・社会的条件から一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定します。府においては26年3月末現在14区域197,437ha（25関係市町）を指定しています。

(2) 都市計画（土地利用関係）の決定

府の都市計画区域のうち、人口の集中がみられる8区域については、市街化を促進する区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）に区分し、土地利用を規制、誘導して計画的な都市づくりの推進を図っています。

さらに、都市計画の目的を実現するため、土地の自然的・社会的条件及び土地利用動向を勘案して、用途地域、高度地区、風致地区等の地域地区を10都市計画区域において決定し、建築物等の規制、誘導を図っています。

また、住民の生活に身近な地区を単位とする地区計画は、地区の特性に応じた一体的・総合的な計画を策定して、建築又は開発行為を規制、誘導する制度であり、26年3月末現在176地区において決定されています。

②行政・事業者・府民が一体となった取組の強化

府民の景観への関心がますます高まる中、美しい景観づくりを地域の特性に配慮しつつ総合的に進めるためには、道路・河川・公共建築物等の整備やそのデザインにおいて、行政が先導

的な役割を担う一方、府民・事業者等と連携して取り組むことが必要です。

計画の検討段階から、住民の意見の反映を行い、地域の歴史、環境等の特性を踏まえた川づくりを実施するとともに、住民の河川環境に対する意識の向上を図っています。

また、亀岡市においては、川を活かした新たなまちづくりを目指し、河川、環境、まちづくり等の専門家及び市民団体等の意見を踏まえた「保津川かわまちづくり計画」が策定され、23年度からは「保津川かわまちづくり推進協議会」を設置し、具体的な施策や実現方策等、かわまちづくりの推進を図っています。

さらに、歴史的・文化的まちなみ等の保存継承のために市町村が制定した条例・要綱等に適合する民間住宅のリフォーム工事に対しては、府が低利の融資を実施しています。